

仕様書

- 1 業務の名称 平成29年度 旧大平小学校除草業務
- 2 業務の場所 浜松市浜北区大平686番地 旧大平小学校敷地内 約3,300㎡
- 3 業務の期間 平成29年8月21日から平成29年12月31日まで
- 4 業務の内容 別紙「業務明細書」による。
- 5 回数 2回 (敷地西側のマキの生垣の手入れについては1回)
- 6 業務予定表の提出
業務を施行するにあたっては、あらかじめ「業務予定表」を浜北区・区振興課へ提出し、承認を受けること。
- 7 業務完了報告書の提出
別紙「業務明細書」による一定の業務を完了したときは、業務完了報告書を浜北区・区振興課へ提出すること。
- 8 業務責任者の届出
業務を施行するにあたり、浜北区・区振興課へ業務責任者を届出する。
業務責任者は、全ての従事者の指揮・監督をし、業務の管理を行う。
業務場所の保安管理上、責任者は、全ての従事者数を業務の都度、浜北区・区振興課へ届出する。
この場合、業務が連続して2日以上に亘るときは、浜北区・区振興課の了解のもとに、一定期間毎まとめて届出できるものとする。
- 9 関係法令の遵守
業務の施行にあたっては、関連する法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。
- 10 損害の負担
業務に関連し、自己の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）については、補償・負担をすること。
- 11 業務従事者の心得
業務に従事する者は、次の事項に充分留意すること。
業務の処理上知り得た秘密は、他人に漏らしてはならない。
業務責任者は浜北区・区振興課職員の指示があったときは、速やかにその指示に従うこと。
粗暴な言動は、厳に慎むこと。
業務場所及びその周辺での異常等に気付いた場合には、直ちに浜北区・区振興課へ通報すること。
業務中は、その作業にふさわしい服装を着用するとともに、常に清潔な身だしなみとすること
- 12 適用範囲
この仕様書は、当該業務の基本的な内容について定めるものであり、この仕様書に記載されていない事項であっても、業務の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受託者の責任において実施するものとする。

13 その他

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び作業の細目については、浜北区・区振興課職員と協議のうえ、決定すること。

業務明細書

1 業務明細

使用貸借又は賃貸借契約がされていない普通財産である市有地の一部について、環境保全上、適正な管理を目的とし、市有地内の除草及び刈草等の処分業務を実施する。

2 業務の内容

(1) 除草

浜松市浜北区大平686番地 旧大平小学校敷地内 約3,300㎡

(2) マキの生垣の手入れ

別紙旧大平小学校敷地内西側部分

(3) 刈草等の処分一式

業務に付随して発生する刈草について、法令を遵守し適正に処分すること。

刈草を処理業者に持ち込んだ際の納品伝票の写しを提出すること。

3 業務中の写真の添付

本仕様書第7号に定める業務完了報告書には、記録写真（作業前・作業後）を添付すること。

4 安全管理

受託者は、「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより常に安全管理に必要な処置を講じ、事故の発生の防止につとめること。

石油類等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて関係法規の定めるところに従い、万全の対策を講じること。

受託者は、交通の障害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、次の事項に留意し、交通及び保安上十分な注意をすること。

交通及び保安に関係ある作業については、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な処置を施すこと。

受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため、必要な処置を講じること。

5 草地管理

肩掛け式草刈機を使用する場合は、前もって石ころ、空き缶などを取り除き、通行人に危害を与えないよう、また、器物を損傷しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないように均一に刈り込むこと。なお刈り高は、区振興課職員と協議すること。

肩掛け式草刈機などによる除草が不相当又は危険な場所については、区振興課職員と相談のうえ、ハンドガイド式草刈機又は手刈りにより除草すること。

刈り取った草は、すみやかに処理するとともに刈り跡はきれいに清掃すること。

